会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく

事前備置書面

日立金属株式会社

2021年2月10日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区港南一丁目2番70号
日立金属株式会社
代表執行役
執行役会長兼執行役社長　西山　光秋

当社は、2021年1月28日付で株式会社九州テクノメタル（以下「KTM」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、KTMを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことと致しました。

本吸収分割について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めにしたがい、以下のとおり、吸収分割契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことと致します。

記

1．吸収分割契約の内容に関する事項

- 2021年1月28日付で当社とKTMが締結した吸収分割契約は、別紙1のとおりです。

2．会社法第758条第4号に掲げる事項について定めがないことの相当性に関する事項

- 当社は、KTMが当社の完全子会社であることから、KTMより本吸収分割に際して株式その他の金銭等の交付を受けません。

3．吸収分割承継会社（KTM）についての事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等

- 別紙2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

- 該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

- 該当事項はありません。

4．吸収分割会社（当社）について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

- 該当事項はありません。

5．債務の履行の見込みに関する事項

- 当社は、本吸収分割に際し、本吸収分割の効力発生日以降における吸収分割会社（当社）の債務及び吸収分割承継会社（KTM）に本吸収分割により承継させる債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断致しました。

【吸収分割会社（当社）の債務の履行の見込みについて】

① 当社が本吸収分割によりKTMに承継させる資産、2020年4月1日から現在に至るまでの当社の資産及び負債の状況、並びに本吸収分割の効力発生日までのこれらの変動を検討した場合、本吸収分割の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

② 上記に加え、当社の本吸収分割後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額及び収益状況についても検討致しましたが、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現時点において認識されておりません。

③ これらから、当社は、本吸収分割の効力発生日以後の当社の債務の履行につき履行の見込みがあると判断しております。

【吸収分割承継会社（KTM）が承継する債務の履行の見込みについて】

- KTMは本吸収分割により当社の負債を承継しないため、当社は、本吸収分割の効力発生日以後のKTMの債務の履行につき履行の見込みがあると判断しております。

以　上

別紙1

吸収分割契約書

日立金属株式会社

株式会社九州テクノメタル



吸収分割契約書

日立金属株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社九州テクノメタル（以下「乙」という。）は、甲の九州工場（福岡県京都郡苅田町長浜町 35 番地）で営まれる耐熱鋳造部品事業の製造部門及びセラミックスフィルター事業の製造部門（これらを総称して以下「本承継事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割の方法）

甲は、本契約の定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割により、甲が本承継事業に関して有する第 3 条に定める資産、債務、契約及びその他の権利義務（以下「本権利義務」という。）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：日立金属株式会社

住所：東京都港区港南一丁目 2 番 70 号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社九州テクノメタル

住所：福岡県京都郡苅田町長浜町 35 番地

第 3 条（承継する権利義務）

本吸収分割により、甲が乙に分割し乙が甲から承継する本権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」 に記載のとおりとする。但し、法令等に基づき本吸収分割によって乙が承継することができない権利義務についてはこの限りではない。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本権利義務の対価を交付しない。

第 5 条（効力発生日）

本吸収分割の効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という 。）は、2021 年 4 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議のうえ合意により、本効力発生日を変更することができる。

第 6 条（分割承認株主総会）

甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする 。

第 7 条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後、本効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもって本承継事業にかかる業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議のうえ合意により、これを行う。

第 8 条（競業避止義務）

甲及び乙は、甲が本効力発生日以降も、本承継事業について、乙に対して一切の競業避止義務（会社法第 21 条に基づく競業避止義務を含む。）を負わないことを確認する。

第 9 条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後、本効力発生日までの間において、本吸収分割の実行の支障となる事態若しくはそのおそれが生じた場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議のうえ合意により、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本吸収分割の効力）

本吸収分割は、本効力発生日の前日までに本吸収分割の実行に必要とされる関係官庁の許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

第 11 条（対抗要件の具備及び費用負担）

甲及び乙は、本権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続きをその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力して当該手続きを行うものとする。

2. 前項に定める手続きに要する費用（公租公課を含む。）の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第 12 条（準拠法・管轄）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ合意により、これを定める。

［以下余白］

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2021年1月28日

甲：東京都港区港南一丁目2番70号
日立金属株式会社
代表執行役　執行役会長兼執行役社長　西山　光秋

乙：福岡県京都郡苅田町長浜町35番地
株式会社九州テクノメタル
代表取締役　岩崎　俊弥

別紙

承継対象権利義務明細表

1. 資産

本効力発生日において本承継事業にのみ属する以下の資産

(1) 棚卸資産

(2) 有形固定資産

(3) 無形固定資産（但し、知的財産権については、本別紙第2項に定めるとおり。）

2. 知的財産権

本効力発生日において本承継事業にて使用されている特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウで、甲及び乙が別途合意したもの

3. 契約

本効力発生日において本承継事業のみに関して締結されている、賃貸借契約、リース契約、保険契約、労働者派遣契約、その他甲及び乙が別途合意した契約に係る契約上の地位及び権利義務。但し、当該契約上の地位等を乙が承継することにより甲又は乙に不利益が生じる等の事情が生じた場合には、甲及び乙は、協議のうえ合意により、当該契約上の地位等を本権利義務から除外することができるものとする。

4. 雇用契約

本効力発生日において本承継事業に従事している従業員（派遣社員は含まない。以下同じ。）との間の雇用契約に係る契約上の地位及び権利義務については、以下のとおりとする。

(1) 本効力発生日において本承継事業に従事している従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及び権利義務は、乙に承継されないものとする。但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に基づき乙が承継しなければならない従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及び権利義務については、この限りではない。

(2) 本効力発生日において本承継事業に従事している従業員のうち、甲及び乙が別途合意した従業員については、甲に在籍させたまま乙に出向させ、本効力発生日後も、本承継事業に従事させるものとする。

5. 許認可等

甲が本効力発生日において本承継事業に関して取得している一切の許可、認可及び登録、届出等のうち法令上承継可能なもの

以　上

別紙２

株式会社九州テクノメタル
第６８期 事業報告

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当会計年度における世界経済は、貿易摩擦の影響や、新型コロナウィルスの影響が中国から北米・欧州・アジアなどへ拡がったことにより、緩やかな回復基調から急激な減速に転じました。自動車市場は、中国や新興国の一部で落ち込みがみられたものの、先進国では安定的に推移し、世界全体でも微減にとどまっておりましたが、新型コロナウィルスによる世界的な工場の稼働停止や販売店の営業停止など、大きく影響が及び始めました。

このような状況の中、環境適応型自動車排気系部品の機械加工を主業務とする当社は、親会社である日立金属株式会社九州工場の一部門として、あらゆる目標・取組みに参画、北米向け新規受注品の安定立ち上げ、加工及び加工後工程の自動無人運転化の取組、刃具費等変動費原単位の改善活動などを目標に掲げて取組んで参りました。

当期の売上高は一部主力アイテムの生産終了の影響もあり前期対比で売上が減少するも予算対比１１４％の５８億円となりました。

当期の収益は、人生産性・加工刃具原単位等の改善活動成果により２億４千万円の営業利益を計上、安定事業収支体質の構築が出来ました。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資はありませんでした。

(3) 資金調達及び借入金の状況

当期中の所要資金は、日立金属グループ会社資金プールシステムによって運用しました。当社の当期末の有利子負債は、前期末に比べ ４億５千万円減少し、２３億３千万円となりました。

借　　入　　金	残高（円）	期間	金利(%)
日立金属グループ統括口座	2,331,539,110	短期	0.31990

(4) 当社が対処すべき課題

当社といたしましては、２０２１年中期計画で策定した生産性向上、刃具費低減等施策を確実に実行し、収益向上に努め、債務超過解消を早期達成すること、更に有利子負債の圧縮など財務体質の強化に鋭意取り組んでいく所存であります。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第６５期	第６６期	第６７期	当　　期
（円）	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)
売上高	4,299,985,651	6,464,463,787	6,186,956,443	5,841,532,069
経常利益	△ 925,255,349	△ 1,679,191,906	△ 577,879,931	253,827,591
当期純利益	△ 705,276,130	△ 1,261,612,314	△ 458,075,444	183,955,071
1株当り当期純利益	△ 4,550.17	△ 8,139.43	△ 2,955.32	1,186.81
純資産	△ 751,253,796	△ 2,012,866,110	△ 2,470,941,554	△ 2,286,986,483
総資産	2,135,182,123	2,245,692,811	1,579,626,109	1,351,334,008

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社は日立金属株式会社であり、同社は当社の株式を１５５，０００株（出資比率１００％）保有しています。当社は当該親会社へ主として耐熱自動車部品の機械加工業務及び工場内サービス業務の取引を行っております。

(7) 主な事業内容

営業品目	主な事業内容および主要製品
製造部門	・自動車部品、産業機器用部品、治工具
	一般汎用部品等の製造
	・耐熱鋳物部品機械加工、梱包
サービス関係	・福利厚生施設の管理、建屋・構内の清掃
	・工場等の警備、緑地の保守管理、事務補助

(8) 従業員の状況

前期従業員数	当期従業員数	増減	平均勤続年数
408	372	−36	8.40

（注）1. 従業員数には、社外への出向者２２名は含まれず、社外から受け入れた出向者４０名、社外応援者３名を含みます。
2. 従業員数は前期末に比べ３６名減少しております。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　４５０，０００株
(2) 発行済株式の総数　　１５５，０００株
(3) 株主数　　１名
(4) 大株主

株　主　名	株式数	持株比率	当社の当該株主に対する出資状況
日立金属株式会社	155,000 株	100%	―　　株

３．会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等（２０２０年３月３１日現在）

地　位	氏　　名	重要な兼職の状況
代表取締役	岩　崎　俊　弥	日立金属(株)九州工場 工場長　兼務
取　締　役	早　川　淳　二	㈱九州テクノメタル　製造部部長　兼務
取　締　役	入　江　達　也	日立金属(株)金属材料事業本部　自動車鋳物統括部　自動車鋳物営業部長　兼務
監　査　役	笠　原　裕　文	日立金属(株)金属材料事業本部 財務部 主任部員 兼財務本部員　兼務

（注）２０２０年３月２７日開催の臨時株主総会において入江達也氏が新たに取締役に選任され就任致しました。

４．会社の体制及び方針

（１）業務の適正を確保するための体制整備についての取締役会の決議の内容の概要

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・監査役が業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認します。
・監査役は取締役会に出席し、取締役会の出席及び審議の状況を確認します。
・法令違反行為の予防のために、親会社の内部通報制度を活用します。
・取締役は就任に当たり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会議事録は担当の取締役が作成し、総務課に保管します。
・各取締役が担当業務に関して行う決定は、決裁文書によって行い、総務課に保管します。
・上記の議事録及び決裁文書は１０年間保管します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役会決議事項を定め、業績に重要な影響を与える事項は、取締役会で審議し、決定した後に実行します。
・製品の品質管理に関するマニュアルを作成し、製造関係の部署に備え置きます。
・取引先の信用リスクについては、外部調査機関の情報も活用して管理します。
・コンプライアンス、情報セキュリティ及び環境に関するリスクについては、親会社が提示する規則のモデルや対応事項に従い、規則を制定するなどの対応を図ります。また、不明な点は親会社の担当部署と連絡をとる体制を活用して対処します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・業務執行の目標の明確化及び採算の徹底のため、製品毎に目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行います。予算及び実算については、取締役会で審議・報告します。
・取締役は、親会社が実施した内部監査の結果について、報告を受けます。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・就業規則の周知を図るために担当の取締役が就業規則を掲示します。
・毎年度策定している社長方針において、法令遵守を繰り返し強調することとし、必要に応じて、全従業員に書面で配布して周知徹底します。また、親会社から提供される資料等を活用して、法令遵守教育を実施します。
・法令違反行為の予防のために、親会社の内部通報制度を活用します。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の業務の適正を確保するため、当社における体制を基本として、子会社に対してその規模に応じた体制の整備を行わせます。
・兼務役員等を通じて、日立金属グループが目指すべき価値の共有を図ります。
・親会社との取引は市価を基準として公正に行うこととしています。
・営業外の非通例的取引を親会社と行う場合には、取締役会にその内容を報告します。
・子会社との取引は市価を基準として公正に行うこととしています。
・営業外の非通例的取引を子会社と行う場合には、取締役会にその内容を報告します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役が補助者を必要とするときは、担当の取締役にその旨を連絡し、担当の取締役は必要な措置を講じるように努めます。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の要請によって、その職務を補助することとなった使用人については、担当の取締役から、上長に対して業務上の配慮を要請します。

⑨ 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・予算の実推値については、担当の取締役から毎月監査役に報告します。
・各取締役が担当業務に関して行った決定を記録した決裁文書の内容については、監査役の要求があればその都度、通常は３ヵ月に一度、監査役に報告します。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施します。
・監査役は、親会社が実施した内部監査の結果について、報告を受けます。
・監査役は監査及び会計に関する知識の習得に努めます。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社は、毎期策定している社長方針において法令遵守を繰り返し強調しております。また、コンプライアンスへの理解を深めるため、親会社が作成したCSRガイドブックを全員に配布するとともに、親会社社が実施するコンプライアンス研修を開催（当期は11月14日に開催）しました。

また、eラーニング形式によるコンプライアンス教育も実施いたしました。

② リスク管理

コンプライアンス、反社会的勢力、財務、調達、環境、災害、品質、情報管理輸出管理等に関するリスクについては、親会社が提示する規則のモデルや対応事項に従い、規則を制定するなどの対応を図り、リスクの回避、予防及び管理をしております。また、親会社と連携してＢＣＰ（事業継続計画）の策定及び見直しの取り組んでいます。

③ 財務報告に係る内部統制の有効性評価

当社は、内部統制責任者及び事務局責任者を設置しております。内部統制責任者は、毎期、親会社の定めた評価方針に従い財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を評価し、その結果を取締役会及び親会社に報告しております。

５．会社の状況に関するその他の重要な事項

該当する事項はありません。

貸借対照表

（２０２０年3月３１日現在）

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**873,258,050**	**流動負債**	**3,538,769,255**
現金及び預金	51,700	買掛金	0
受取手形及び売掛金	598,010,033	短期借入金	2,331,539,110
商品及び製品	0	リース債務	
仕掛品	68,451,166	未払金	998,358,675
原材料および貯蔵品	199,228,609	未払費用	70,709,203
前払費用	2,225,065	未払法人税等	11,090,900
繰延税金資産	0	賞与引当金	120,340,224
短期貸付金	0	その他	6,731,143
その他	5,291,477		0
貸倒引当金	0	**固定負債**	**99,551,236**
固定資産	**478,075,958**	リース債務	0
有形固定資産	**430,227,090**	退職給付引当金	7,536,288
建物	65,557,650	繰延税金負債	92,014,948
構築物	732,325	その他	
機械装置	9,019,281	**負債合計**	**3,638,320,491**
車両運搬具	3,016,835	（純資産の部）	
工具器具備品	9,379,797	**株主資本**	**83,000,000**
土地	342,521,202	資本金	83,000,000
リース資産	0	資本剰余金	0
建設仮勘定	0	資本準備金	0
その他	0	その他資本剰余金	0
無形固定資産	**1,432,712**		
ソフトウェア	0	**利益剰余金**	**△ 2,369,986,483**
リース資産	0	利益準備金	0
その他の投資	1,432,712	固定資産圧縮積立金	170,207,676
投資その他の資産	**46,416,156**	別途積立金	0
投資有価証券	0	繰越利益剰余金	△ 2,540,194,159
関係会社株式	0		
長期貸付金	0		
繰延税金資産	46,416,156	**評価・換算差額等**	**0**
その他	0	その他有価証券評価差額金	0
貸倒引当金	0		
	0	**純資産合計**	**△ 2,286,986,483**
資産合計	**1,351,334,008**	**負債及び純資産合計**	**1,351,334,008**

損　益　計　算　書

（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		5,841,532,069
売　上　原　価		5,509,788,977
売 上 総 利 益		**331,743,092**
販売費及び一般管理費		88,638,132
営　業　利　益		**243,104,960**
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	7	
その他	19,765,797	19,765,804
営 業 外 費 用		
支　払　利　息	8,048,040	
そ　　の　　他	995,133	9,043,173
経　常　利　益		**253,827,591**
特　別　利　益		
特　別　損　失	0	
減　損　損　失		
固定資産売却損	0	0
税引前当期純利益		**253,827,591**
法人税、住民税及び事業税		△ 70,931,004
法人税等調整額		1,058,484
当 期 純 利 益		**183,955,071**

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（自 2019年4月1日　至 2020年3月31日）

（単位：円）

	株主資本									
		資本剰余金			利益剰余金					
						その他利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	83,000,000					170,790,095	△ 2,724,731,649	△ 2,553,941,554	0	△ 2,470,941,554
当期変動額								0	0	0
新株の発行								0	0	0
剰余金の配当								0	0	0
当期純利益							183,955,071	183,955,071	0	183,955,071
別途積立金の積立						△ 582,419	582,419	0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								0	0	0
当期変動額合計	0	0			0	△ 582,419	184,537,490	183,955,071	0	183,955,071
当期末残高	83,000,000	0			0	170,207,676	△ 2,540,194,159	△ 2,369,986,483	0	△ 2,286,986,483

（単位：円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損金	評価・換算差額等合計	
前期末残高	0	0	0	△ 2,470,941,554
当期変動額	0	0	0	0
新株の発行	0	0	0	0
剰余金の配当	0	0	0	0
当期純利益	0	0	0	183,955,071
別途積立金の積立	0	0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0	0
当期変動額合計	0	0	0	183,955,071
当期末残高	0	0	0	△ 2,286,986,483

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

…… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

1.2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

…… 定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

…… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用。
なお、所有権移転外ファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

1.3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金 …… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上している。

(3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理している。

1.4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　1,426,810,982円

３．損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引　売上高　　5,838,264,702円

４．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

（単位：円）

繰 延 税 金 資 産	
有形固定資産減価償却超過額	4,150,161
更生減価償却超過額	2,953,863
一括償却資産超過額	436,673
賞与引当金	29,784,205
未払賞与に係る社会保険料	4,531,143
未払事業税	2,694,879
退職給付引当金	1,865,232
評価性引当金	0
繰 延 税 金 資 産　　合計	46,416,156
固定資産圧縮積立金	92,014,948
繰 延 税 金 負 債　　合計	92,014,948
繰 延 税 金 負 債 の 純 額	45,598,792

５．１株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額　　-14,754円75銭
2. 一株当たり当期純利益金額　　1,186円81銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当する事象はありません

第６８期　事業年度附属明細書

（2019年4月1日から2020年3月31日）

１．事業報告に係る附属明細書

（１）その他の事業報告の内容を補足する重要な事項

該当する事項はありません。

２．計算書類に係る附属明細書

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	77,151,480	0	0	11,593,830	65,557,650	746,107,878
	構築物	874,817	0	2	142,490	732,325	103,918,362
	機械装置	14,344,974	0	2	5,325,691	9,019,281	191,587,612
	車両運搬具	5,710,367	0	0	2,693,532	3,016,835	7,757,293
	工具器具備品	48,013,855	0	1	38,634,057	9,379,797	215,039,837
	土地	342,521,202	0	0	0	342,521,202	162,400,000
	リース資産	0	0	0	0	0	0
	建設仮勘定	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	488,616,695	0	5	58,389,600	430,227,090	1,426,810,982
無形固定資産	ソフトウエア	0	0	0	0	0	0
	リース資産	0	0	0	0	0	0
	その他	1,432,712	0	0	0	1,432,712	0
	計	1,432,712	0	0	0	1,432,712	0

（注）当期減少額は、減却によるものです。

（２）引当金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	0	0	0	0	0
賞与引当金	132,728,748	585,506,025	597,894,549	0	120,340,224
役員退職引当金	0	0	0	0	0
退職給付引当金	0	56,131,565	48,595,277	0	7,536,288

(3) 製造原価の明細

(単位：円)

科目		金額	備考
製造直接費		**4,581,678,855**	
	原材料費	1,188,210,301	
	直接労務費	1,229,914,706	
	派遣社員労務費	363,476,640	
	直接外注費	1,530,033,913	
	直接治工具費	51,962,247	
	その他直接経費	218,081,048	
製造間接費		**928,110,122**	
	工具器具備品	38,445,197	
	消耗品費	33,252,858	
	給与金	185,969,790	
	退職金費用負担額	20,233,779	
	退職給付費用	48,075,339	
	期末賞与	227,414,949	
	法定福利費	254,312,208	
	厚生費	5,472,626	
	採用教育費	5,682,924	
	修繕費	145,020,091	
	減価償却費	58,149,788	
	賃借料	4,815,200	
	保険料	1,061,977	
	租税公課	5,648,150	
	旅費	4,594,683	
	通信費	1,110,843	
	交際費	0	
	雑費	1,253,657	
	荷造運賃	233,875	
	他勘定振替収入	△ 141,670,387	
	棚卸評価減処分損益	1,839,916	
	仕掛品半製品製品増減	27,192,659	
売上原価		**5,509,788,977**	

(4) 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科目	金額	備考
役員報酬	10,776,000	
退職給付費用	20,901	
厚生費	3,577,617	
賃借料	2,896,180	
減価償却費	239,812	
保険料	949,730	
租税	83,140	
旅費	10,432	
通信費	123,190	
雑費	1,243,039	
ＩＴ関連費用	6,367,034	
日立ブランド使用料	58,415,000	
委託料	3,405,370	
課金	45,500	
支払報酬	485,187	
計	88,638,132	

監　査　報　告　書

監査役は、２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第６７期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

２０１９年５月２９日

株式会社　九州テクノメタル

監　査　役　笠原裕文